

平成31年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第20号

平成31年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成31年2月27日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成31年第1回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成31年3月1日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

7番 合 田 正 夫 8番 三 好 郁 雄

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常包英希	税務課長	池下尚治
住民生活課長	細原敬弘	福祉保険課長	佐喜正司
会計管理者	東原浩史	健康増進課長	久保田純子
建設土地改良課長	池田勝正	農林課長	森末史博
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	見間照史
教育次長	脇隆博	学校教育課長	香川雅孝
生涯学習課長	松下信重	地籍調査課長	岸本広宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、合田正夫君、8番、三好郁雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

15番、川原茂行君、1番目の質問を許可いたします。

○川原茂行議員 おはようございます。一雨ごとに春の足音が響いてくる昨今でございます。昨夜来の雨で、きょうから本格的な春のようでございます。

まず、私、2問ほどお願いをお聞きすることにいたしますが、まず第一点目、一昨日の町長の施政方針の中に、農林水産業を初めとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受け入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができ、一億総活躍社会の実現を目指します、こういうすばらしい発言をされました。私も心から歓迎を申し上げるわけでございます。

振り返ってみますと、まんのう町の農地3,000ヘクタール、森林132平方キロ、そして人口1万9,000人弱、これはまんのう町の本当にすばらしい財産であります。この財産をどう生かすかが町長以下職員並びに議会の命運にかかっていると、双肩にかかっていると、こう思う中でお聞きいたすわけでございます。

最近、特に地球温暖化等を踏まえて、至るところで想定せぬ災害が起きております。瀬戸内地方は少雨傾向と言われたのは数年前まで。去年の西日本豪雨、岡山、広島、愛媛、

瀬戸内を中心に、たまたま香川が抜けておったというだけで、瀬戸内に、香川にこの二の舞がいつ起きても不思議でないのが実態かなと、こういう認識を持っておるわけでございます。

そこで、お互いそろそろ勉強しながら、研究しながらまんのう町の将来を担っていく職員でございます。すばらしい職員の中で、今、情報では定数250名で、今、現有勢力は219名なんです。これは財政改革からいきますと、そういう数字になったと思います。このことしの当初予算を見ますと、39.4%が義務的経費、約4割はどうしても必要最低限要る金額であります。じゃあ残りの6割で住民の安全・安心、幸せを買う事業が残りの6割。非常に財政的にも厳しい中ではありますけども、どこに投資するかが最大の課題であります。

私はこの職員の219名、これが将来、国から県、業務がふえてくる。県から自治体にまずはふえてくる。それで将来の対応ができるのかどうか、いささか疑問に思っておるわけであります。219名、すばらしい職員を抱えておるのにも限度がありますから、やはりそこらは考え直していくべき時期ではないかなと。

逆に行財政改革で言えば、職員をふやせば、39.3%の義務的費用がふえます。ふえますが、今、これから先のまんのうを考えると、そういう考え方でいいのかどうか、もう一度、町長にじっくりと見直しをしていただきたい。

と申しますのは、冒頭に申しました3,000ヘクタールの農地、132平方キロの森林、私はこの2面に、きょう、集中してお聞きをいたすわけではありますが、まず、12月定例会におきまして、圃場整備の未整備のところ、この専従班をこしらえて、現実的に一歩進めた圃場整備をするのが農業政策に基本であります。それをお考えいただきたいと、こう質問いたしましたところ、今後検討してまいりますと、町長、こう答えていただきました。

今の219名の職員で、森林にも関係してまいります、いけるのかどうか。将来、そういう誰かが率先して引っ張っていく人間をこしらえていく。そういう方向でいくなれば、今の人数でいけるのかどうか、まずこちらからお聞きいたしたいわけであります。町長、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 まず、川原議員の通告書に従い、農業振興についてお答えいたしたいと思っております。

今、日本の農業は、人口減少に伴うマーケットの縮小や、農業者の減少、高齢化の進行など、厳しい状況に直面いたしております。

また、産地間競争が激化し、農産物価格が低迷する中で、付加価値の高い農産物を生産販売するなど、もうかる農業経営を實踐できる担い手を育成するとともに、担い手が安定的に生産できる基盤の確保や、それを可能にするための体制整備が重要であると考えます。

まんのう町では、まず、昨年新体制となった農業委員会が農地パトロールや農地意向調

査などを行い、遊休農地の発生防止に努めるとともに、町、農業改良普及センター、J A、そして農地機構など関係機関が一体的に活動して、農地集積・集約化を加速的に推進していきます。

担い手育成・確保についても同様に関係機関が一体となって取り組むこととし、新規就農者の発掘に努め、認定農業者への支援等も行い、担い手の不足する地域に対しましては、集落営農に関する説明会等を実施して法人設立への機運を高め、初期費用等の独自支援も行いながら集落営農法人設立を強く推奨してまいります。

また、担い手農家には企業経営戦略に関するセミナーや異業種交流会への参加を勧め、もうかる農業の実践に向けた後押しをしたいと考えております。

次に、生産基盤関係では、従来からの農業機械への支援のほか、野菜や花卉、栽培施設の設置についても園芸かがわ産地構造対策事業など有利な補助事業を利用して、高付加価値商品生産へ取り組む農家の支援をしてまいります。

また、特定農作物関係では、これまでヒマワリ、そばを中心として農産資源を活用した6次産業化やグリーンツーリズム事業などを進めてまいりまして、特に平成31年でプロジェクト4年目となるヒマワリは、安定生産を目指して約20ヘクタールの作付を計画して、15トン程度の収穫量を予定いたしております。

このような中、まんのうひまわりオイルが優良ふるさと食品中央コンクールにおいて農林水産大臣賞に輝きました。今は一般個人向けネット販売のほか、カフェ、レストラン、ホテルなど業務用に納入していますが、さらに美容、健康面など新たな商品開発に取り組み、オイルの販売増進から生産農家の所得上昇へとつながることを期待するところでございます。

今後、多面的機能支払や中山間地域等直接支払等の交付金事業や鳥獣被害防止対策事業を継続的に実施し、美しい山並みを背景にさまざまな農作物が実り、ヒマワリの花が咲き誇る、そんな田園風景を保全する中で、6次産業化にも取り組みながら、農業が若者の夢や希望を託せる成長産業になるよう努めてまいりますので、御支援、御協力をお願いいたします。

それと、先ほど質問のありましたまんのう町の職員の数でございますが、今、219名ということでございます。今後の取り組みとして、それでいいのかというような質問でございますが、確かに、今、219名で、非常に各課、少ない人数で、少数精鋭でやっておりますんではありますが、それぞれ仕事の量にも限界がございます。国のほうからもいろいろな新しい事業も加わってまいり、それにまた対応に追われておるのが、今、現状でなかるうかなというふうに思っております。

また、加えて非常に職員採用も、来年度につきましては3名ほど予定いたしておりましたが、辞退者等も含めて一般職は1人採用のみになりました。ということで、非常に人材確保に苦慮しているところでございます。

32年度の採用につきましては、一般募集のみならず、経験者枠等も加え、人材確保に

努めてまいりたいなと思っております。

ただ、人数を多くする、もう少しふやしてはというようなことでありますが、それも今からまんのう町もどんだん人口減少社会に入っております。また、合併特例債の緩和措置も終わり、かなり交付税も減っておりますので、そういった財政面等も十分検討を重ね、今後の職員定数も決めてまいりたいと思います。

また、定数につきましては、担当課長のほうから少し説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 川原議員さんの質問にお答えしたいと思います。

町長のただいまの定数の関係でございます。合併当初は265名の定数で、実際の職員数が261名でございました。その後、平成28年にこども園が発生した関係で、職員の所管がえということで、それにあわせて定数を250、10名定数を下げております。そのときの職員数実数が210となっております。今現在、先ほど川原議員さんもお話ありましたが、定数250に対して219でございます。この中には再任用の方もいらっしゃいます。

219という数字なんです、まんのう町の場合、まんのう町定員適正化計画を立てておりまして、要は、他の自治体同様にやっぱり行政改革を進めていく上で目標値を設定しております。平成30年の目標設定が計画では212名ということで、それからすると7名多いという状況でございますが、他の自治体、同じ類似の自治体、人口が同じ規模、それと産業構造が同じような規模で照らし合わせますと、類似団体で言うと180から190あたりが平均的な数字ということで、その数字にすると、当町にとっては厳しい数字で、先ほど町長の話にもありましたように、業務量からすると、職員の負担がかなりあるのではないかと考えております。

こういったことも受けまして、町の将来的な人口減少、それと財政につきましても、先ほど話がありましたが、今後、合併特例債の特例措置も終わりますし、そういった関係で、平成38年ぐらいまでには80億円台に財政を持っていかなければいけないという、そういった厳しい状況の中でやっていかなければいけないということで、限られた職員の配置、それと、先ほど話がありましたが、民間人、あるいは公務員のOB等の経験者、即戦力になる人材の登用も考えながら、今年度、来年度、集中的にしていかなければいけない事業に対して、その人員配置等も考えていかなければいけないということで、担当課の所管課長とともに職員の配置も検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川原茂行君。

○川原茂行議員 この私の質問が人事と絡みますから、特に人数を使用しておるわけです。

企業さんは行政とは全く違う立場におります。ここがもうかるということは投資する

んですよ。ところが行政はそういうわけにはいかない、なかなか、慎重で。企業はもうかるところには投資してる。私が財政的にどうこうというのは、当然、私も数十年やらせていただいていますからわかっています。けども、ここはやらなきゃいけないというところには投資する。無駄なところへ金をかけといたいいよるんではないんです。職員の能力が、何ぼ職員が優秀な職員であろうとも、幾ら勉強しようとも、やっぱりある程度の限界、限度はあるんです。だから219名が、私が申し上げる、例えば、例えばじゃない、これが集中的な問題です。まんのう町の農業から、今、考えてみますと、町税が19億円そこそこ。農業でもうけていただければ、根幹となる町税が上がるんです。農業がもうからないと決めつけるから、こういう考えになる。もうかる方法をする努力を職員と一緒にやってやりたいと思うから、私は圃場整備が根幹となるから、そこを動かす職員が必要でないかと。だから町村の全体、12月の議会に圃場整備の専従班を結成してはいかがですかと、こうお尋ねした。

将来のまんのうの3,000ヘクタールの農地を生かすのに、かなり圃場整備はできてます。でも、できていないところがあったんでは、そこをほっといてしまうようになるんです。これから先、圃場整備をしたところばかり優遇措置が入って、できていないところへいろんな金が入ってこなければ、我々だけほっとくんと、こういう問題が将来起こるんです。国の政策がそれなんです。圃場整備をきちんとやって、こんな政策にのっとっていきよるところは、幾らでもとは言いませんが、特定の予算がおりにくる。事業がおりにくる。根幹の圃場整備の土台ができていないところへはおりにこないんです。政策がそうなる。だから、まんのう町内において圃場整備をしたところはどんどんいろんな事業がおりにくる。していないところへはおりにこないから、じっとしている。おかしいじゃないかという問題が起きるんです。圃場整備は農業の根幹なんです。ですから、その圃場整備をやるのに、なかなか今の職員では人数が足りない、私もそう思ってます。だから、財政的に厳しいのはわかっていますが、そこらを大学の職員ばかり採用するんじゃないかと、即戦力になることを考えながら、今、町長、課長も言われました。即戦力を考えながら採用してはどうかと。

私はそういうことに余り触れたくはないんですから、執行部の町長、担当課で考えていただければいいんですが、私の意図するところはそこにある。将来のまんのうの農業を見捨てて、できた圃場整備したところはどんどんいくけども、できていないところはいつまでもほっとかれる。不公平が起きるのは明らかなんです。そういう今がよかったらいいというのではなくて、やっぱり10年、20年、30年先を見渡して、どこが根幹になって、これをやっておかなければ平等にいかないかというのを考えていただきたいと、こう思って声をからしながら申し上げておるわけです。

ですから、圃場整備の専従班、また、林業も恐らく、議長のお許しをいただいておりますから、これはちょっと控えますが、これもまたそこへひっかかってまいります。林業問題、森林問題に関係したときに申し上げますが、全体的な人数が足りないのではないかと

と、こう申し上げとる。

そこで、ヒマワリも出ました。私、先般の建設経済常任委員会、課長、申しあげました、これ御存じですか。わかってますか。これ、全部把握してますか。わかってますか。わかつたら質問しますから。

これ、加工業務用野菜生産基盤強化事業について、これ、農水省から、昨年、出ました。こういうものやっていくためには圃場整備はどうしても必要なんです。ヒマワリも当然なんです、農業にいろんな方法があるんです。でも基盤整備してないところは対応してくれませんよ。ですから、まんのう町の若い方が、農業をしようかなと思つとる方が、どうしてもまんのうは圃場整備できんのだつたら、もう将来性がないから、県外に流出していくと。こういう実態も御存じだとは思っておりますが、私の目にはかなりの人数が入ってます。ですから、町長、そこらを踏まえて専従班、ことしは間に合いませんよね。人数が決まっておるし、財政的にも無理かもわかりません。でも来年、もしくはその次、お願いしたいんですが、これ、いかがですか、専従班。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

圃場整備をしてないところはなかなか農業振興は難しいということで、全くそのとおりであろうと思いますし、国のほうもどんどん圃場整備をやりなさいということで、補助金なくでも、地元負担金なくでもやれるような方法もいろいろ国のほうとしても考えていただいております。それで、まんのう町でも圃場整備の振興、推進していきたいと思っております。

それにつきましては、やはり人が必要でございます。先ほども申しあげましたように、来年度におきましては、そういった農業のプロになるような、即戦力になるような方も、経験者枠の中でできれば採用していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○川原茂行議員 ちょっと議長、専従班を、来年、やり気があるかないかをちょっと答えて。

○栗田町長 先ほども申しあげましたが、今の陣容では専従というのはなかなか難しいと思いますので、今後、そういったことで対応できてしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 そしたら、来年はその可能性が大だと、専従班をつくって、圃場整備をやっていくというような認識でよろしいかどうか、町長さん、どうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 今、そういう考え方ではおりますが、ただ、しかし先ほども申しあげましたように、なかなか人材の確保というのが非常に難しくなっておりますので、それと不透明なことがあるので断言はできませんので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 本会議ですので、来年と言いくいかもわかりませんが、少なくとも、私の気持ちの中では、来年は専従班を結成していただくの町長は農業に関心を持っておられるという認識で私はおりますので、よろしく願いいたします。

時間の関係上、次に参ります。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

川原茂行君。

○川原茂行議員 続きまして、森林整備であります。

冒頭に申し上げましたように、温暖化の影響で頻繁に想定外の災害が起きる。一旦、災害が起きれば、復旧・復興にどれだけの金がかかるのか。まず、予防するのであれば、何十分の1かで済むわけでありまして、ところが放置しておいて、一旦、災害が起きると、これまた想定外の莫大な金がかかる。これが、今、日本列島に至るところで起きているのが現実でございます。

この想定外というのは、町長さんが今まで私が聞いておる範囲では、あそこはハザードマップで大丈夫と。大丈夫なところが起きるのが想定外。ですから、どこで起きようとも不思議でないといえず心の準備をためておく必要があるのかなと、私はそういう認識でおります。

まんのう町の場合は山林の山崩れ、池の決壊、津波は来ませんが、山津波と池の決壊が主たる大きな災害の要因になろうかなと思っております。

そこで、森林に対しては、一昨年から森林環境税、町長さんもここで施政方針を申されておりますように、やっぱり下流を思い、下流は上流に対して感謝すると、これは基本であります、現実にはなかなかそうはいってない。

我々、山にあるものが1万132平方キロですから、7割は山林であります。山林で大体雨が降ったときに、とめられる容量、木があれば、整備をしておれば、かなりな水がとめられる、山林で地下水としてとめられる。

話をごっちゃになります、圃場整備も200ミリまでだったらとめられる。これから先、もっと制度のいい時期が参ります。この月でどの程度の雨が降りますよというのは、今より10年先すれば、もっといい制度ができてくると思います。森林及び農地の畦畔がありますから、畑作物はいきませんが、水稲である限り、現実問題として、この時間帯にばっとみんなが水戸を下げれば、200ミリの雨であればとめられる。いろんなことが要素にあるんです、農地、森林は、災害に対しても。ですが、それはお聞きいただくとくとして、森林整備、森林環境税の今までの流れ、今後の見通し、まずお聞きいたしておきます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの通告書に基づき、森林整備についてまずお答えいたしました。

いと思います。

本町における森林整備につきましては、主として森林組合の実施する造林事業によりまして進められておりますことから、町農林業振興事業費補助金交付要綱に基づきまして、森林組合が実施する造林事業への助成を行い、その推進に努めておるところでございます。

特に近年におきましては、ヒノキを中心とした人工林が成長し、資源が充実し始めておりますことから、間伐を中心とした整備も進めており、利用を目的として間伐材を搬出する事業もふえつつあります。

また、ヒノキ等の人工林が成熟する一方、新たなヒノキ等の植栽面積は一時に比べ減少傾向にあり、循環的な資源育成の観点からは、一定の植林面積の確保に向けた取り組みが必要になっているほか、松くい虫被害後に更新した広葉樹林につきましても高齢のものが増加しており、これらの資源の利活用が大きな課題となってきております。

このような状況にある中、森林環境税と森林環境譲与税については今国会に法案が提出されており、間もなく森林環境譲与税が実現する予定でございます。最近の総務省から情報提供のあった譲与基準と統計数値から試算しますと、本町には約400万円余りの譲与税が交付されると予想されます。

この譲与税の用途につきましては、当初は限定的な分野とするという話もございましたが、現状では、市町村の裁量により、かなり幅広く活用できることとされました。

そのため、本町といたしましては、関係する森林組合とも協議した上で、町内の森林を取り巻く状況を踏まえ、森林資源の利活用を促進しつつ森林整備を進めていくことを念頭に、木材の搬出促進を主眼とした事業に助成する方針といたしております。

具体的には、新たな植栽面積の確保と広葉樹林の利活用促進を目的として、材の利用を伴う主伐事業への助成や、間伐材のさらなる利用促進を目的とした搬出経費への助成のほか、木材の搬出や森林整備に欠かせない作業道の整備への助成などを考えております。

このほか、森林環境譲与税の導入に並行して、国におきましては新たな森林管理システムが導入されております。この制度の市町村における運用経費にもこの税を充てるとされておりますことから、今後、森林意向調査などの制度運用に伴います経費等についても検討する必要が出てくるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、これはさっきの圃場整備の話と一緒に職員数、これもかなり手間がかかると思うんです、森林環境税及び森林に関するいろんな整備をする以上。ですから、農業だけじゃない。森林整備もこの人数でいいのかというのが、まずは私の心配の種なんです。本当にうまく森林環境税及びそれに関連するものを現実のものとしてやっていく以上、それで財政的にいければ一番いいわけなんです、余り負荷をかけていいのかなと、現実、思っておるんです。

今、森林環境税を含めた森林整備は、森林組合が主体のように聞こえてどうもなるんです。そうでないと思うんです。森林組合と同等に、やっぱり行政が考えるべき問題だと

思います。なぜか。森林が持つ意味合い、木材も搬出したものを利用するだけじゃないんです。これが自然災害の脅威となる大きな問題にかかわってくるのが森林整備なんです。ですから、森林組合に8割お任せ、行政は後押しする、こういうものではないと思うんです。町民の生命、財産を守る、災害から守るとというのが、この森林整備なんです。私もそういう観点から、行政がもっと踏み込んだ、森林組合を指導するぐらいの意気込みを持っていただきたいなど。それが町民に対する安全な生活を送る根幹でないかなと、こう思っております。

今、植栽をして、間伐をして、いろいろな作業をするのに、総勢、十分とまでいきませんが、何とかいけますかと。これは森林組合でやるもんだというお考えならば、町の職員は余り手間がかからないかもわからない。私は根本的に基本が違うんです、私の考えは。私は、森林整備が住民の生命を守る、災害を起こさない要因はここにある、こう思うからお聞きしよる。森林組合を引っ張るぐらいの行政力があって私はしかるべきと思いますが、町長、見解をお聞きします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

森林、山林の果たす役割、いろんな多面的な大きなものがあると思いますし、その最たるものは災害の防止だというふうに思います。そういった意味で、まんのう町のほうは森林組合に全て任せてしまうというのではなくて、やはり指導的には町がやって、実際の間伐とか植林に対しては森林組合のほうでやっていただくようになると思います。

先ほどもお話しましたように、森林環境譲与税が導入されるに当たりまして、国のほうでまた新たな森林管理システムを導入しなさいというようなことで指導が来ております。その中で、まずやらなければいけないのは、今の森林の所有者の意向調査をするということがまず第一番に上げられております。まずその意向調査をするにしても、やはり人員が必要になってまいりますし、なかなかまんのう町では400万円ほどの譲与税が来るようになっておりますが、その中でそういった経費も賄いなさいということでございます。まずは意向調査も必要になってまいりますので、経験のあるような方をまた採用するし、また、森林アドバイザーも採用していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 まず、しつこくなりますけども、やっぱり職員数、これは専門的な方のほうが、即戦力になる方が一番有効かなと。民間企業から、言葉は悪いけども、民間企業のノウハウをちょっと入れたりするのでもいいんじゃないかなと。

大学生が上がって、初めての方に即やれといっても、なかなかこれは現実の問題として難しい。5年、10年後でないと難しい。今が既にもう切羽詰まった状況でありますから、やっぱり専属の本当に十分能力が発揮できる人材を育成しても間に合わないのであれば、引っ張ってくる、それしかないんです。そこらは、町長さん、十分お考えいただくと同時に、

作業は森林組合に任すけども、やはり基本的なものは行政が、7割あるんですよ、香川県で一番広いのは高松塩江がありますから、高松ですが、実質、密度から言いますと、まんのう町が狭いといえども、香川県内では一番広いんですよ。ですから、森林に関する問題は、まんのう町が引っ張っていかなきゃいけないという立場は御認識いただきたいなと。

もう一点、13回の全国水源の里シンポジウム、本町と琴平町の共同で、11月7日、8日開催予定、このシンポジウムの意義は、およそ私は私に解釈してます。琴平町となぜやらなきゃいけないのか。まんのう町がやるというんだったらわかるんだけど、これはどういう形で琴平と共同でやらなきゃいけないのか、このことをお聞きします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

今回の全国水源の里シンポジウム、琴平との共催ということでございますが、香川県でこの水源の里の協会に加盟しておりますのが、まんのう町と琴平町の2町でございます。そういったことで、香川県で開催されるということで、お隣の琴平とまんのうと一緒にやろうということで進めておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 そうですか。これは不勉強でした。琴平町さんがその中へ入っておるとは、私も不勉強でした。これは東のほうの森林を持っておる自治体は入ってないわけですね。そうですか。

こうやる場合に、大体計画的には、これは予定だから、11月ですから、時間がありますから、どのような形になるのか、おわりの範囲で結構です。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

今までの過去の例ですが、平成30年度が舞鶴のほうでありました。その前が米原ということで、いろいろ地域を変えてやっておるんですが、大体やっておるスタイルというのは同じで、これも総務省のほうの補助金をいただいてやりますので、基調講演なりシンポジウムが前の日であって、2日目には現地研修ということで、水源の里にふさわしいような地域の振興状況とか、活性化でやっておるような、先進地の事例になるような地域の視察をすると。前日の日には基調講演、シンポジウム、そして2日目には現地研修というようなことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 それでは、森林について、私、町長さんは忙しいから、なかなかまんのう町の森林の全てを網羅するのは難しいと思って、副町長さんに山をひとつ把握してくださいよと言った記憶があるんですが、副町長さん、まんのう町の森林の状況、歩いてどう思われましたか。現実味のあるお話をお聞かせいただきたい。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 川原議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

私、昨年、議員さんのお話の中で勉強せえよということで、はい、勉強させていただきますというお答えをさせていただきました。

それで、昨年8月29日に仲南地区の森林組合の方に御無理をお願い申し上げまして、まずは仲南地区全域を案内していただきました。当然、森林組合の方はいろいろ具体的な問題も御存じですので、その都度、その都度、問題あるところに車をとめまして、具体的な問題の現状を教えていただいたところです。

それから、西部森林組合につきましては、三角組合長さんからいろいろお話を伺うとともに、ちょうどそのときには森林環境譲与税のお話もありましたので、西部森林組合、あるいは仲南森林組合、そして町がどういう形で譲与税を利用していくかという、そういう報告も課長のほうから受けておる次第でございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 副町長さん、私は現場を見ていただきたいなと申し上げたら、案内した方が、現場ではこういう問題がある、お聞きになつとるはずなんです。どういう問題があつて、どう解決していこうというのかをお聞きしようと思ったんですが、話見てまいりただけだけでは、ちょっと私、理解しにくいんですが、どうですか。いろんな問題があつたと思うんです。じゃあ、行政としてどういう対応をしましょうか、また、対応を即できないものは、どういう検討をしましょうかと、そこをお聞きします。

○田岡秀俊議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 再質問にお答えします。

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、今回のお話というのは、前段で森林環境税のお話があると思ひまして、この森林環境税をいかにまんのう町の中で利活用できるかというところが関連してくるわけでして、そういう話の中で、町長が先ほど答弁されました森林整備を進めていくことを念頭に、木材の搬出促進を主眼とした事業に助成する方針としておりますというお答えをしたと思ひます。まさに関係者の方から教えていただいたのは、作業道が必要だということ。要するに、植林とか間伐というのは、ほぼほぼ今の助成制度で何とかいけるのではないかと。それ以外に何が必要かといひますと、やはりその伐採した材木を搬出する作業道が一番不足しているんだと、これが一番強い思いということで教えていただきました。

それからもう一つはストックヤード。一旦、仮置きして、そこから材木を搬出していくと。そういうのが重要な問題であるというお話を教えていただきました。以上でございます。

○田岡秀俊議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 もう残り時間がございませんので、森林整備について、町長さん以下執行部の皆さん方、やはりきょうは地球温暖化、これはなかなか私とはめられないと、私個人の意見としてはとまらない。毎年、暑くなってくる。こうなってくると、雨量もずんずんふえるし、台風もはや2月で2号まで発生しとる。こんな時代は50年前には予測

してなかったと思いますが、そういう時代なんです。ですから、これからもっとひどく予期せぬ事態が起きる、雨量の場合。台風もそうですが、雨量、集中的な猛烈な雨と言われるのは香川県ではめったになかったかもわかりませんが、最近、時々、猛烈なという字句を使う。要するに時間雨量80ミリ以上が降る、こういうケースが起きるわけです。

したがって、我々は災害、森林が持つ意味合いをもっと深く深刻に考えていただきたいなど。

一旦、大きな災害が起きて、復興・復旧する場合にはどれだけ金がかかるのか。また、とうとい人命を亡くしたらどうなるのか。まだなっていないが、私の記憶する限り、大正時代にはあったんですよ、仲南地区でも。私は現実に被害に遭われた方からの生の声を聞いておる。そういうことになってからでは遅い。だから森林整備に対する考え方をもう少し深く考えていただきたいと思う中で、町の219名の体制でいけるのかどうかというのを十二分に検討していただきたい。これをお願い申し上げて、私の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○田岡秀俊議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時40分まで休憩といたします。

(白川正樹議員退席 午前10時24分)

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可いたします。

(白川正夫議員着席 午前10時40分)

○小山直樹議員 3番、小山直樹です。よろしくをお願いします。

それでは、第1の質問をいたします。

私はこれまで国保保険料が極めて高く、その負担感が非常に大きいということで、町としての負担軽減を行うべきだということを毎回質問してまいりました。町長は今以上の軽減策は考えてないという消極的な答弁を繰り返してまいりました。

国保料は昨年18年の4月から、国保財政の運営責任を都道府県に移行した後も、世帯所得の10%台後半を占め、高いところでは20%を超えております。国保料だけであります。これにその他の税金が乗ってきます。住民の命と健康をますます脅かす事態へ深刻化しているのが今の実態であります。

国保の都道府県化の狙いは、自治体を競わせて、医療・介護費用を削減することにあります。町民の生活を守り、寄り添う施策、政治が、今、求められていると思います。

厚生労働省は、国保財政の安定化を口実に、都道府県化を18年度から実施をしました。それと引きかえに3,400億円の財政支援を行いました。全国知事会などの地方団体は、

国保料の引き下げ、さらなる公費投入を求めています。

また、住民の運動で制度初年度は一部の市町村が値下げを行いました。国が都道府県化を使って市町村をさらなる値上げへと誘導しております。高過ぎて払えない、病院にかかれない、このような切実な声が寄せられております。

さらに、国は自治体に滞納者への差し押さえ処分を強行させております。滞納者の実情を無視し、ルールに即した対応も学ばず、差し押さえ品の即売会を開く。給料支給日に金額を差し押さえるなどの実例が全国で報告されております。

自治体の本来の役割は、住民福祉の向上であります。しかし、国は全国の市町村が独自の努力でこれまで国保料を引き下げてきた一般会計からの法定外繰入金の計画的削減、廃止などを迫っております。財政支援の中には、この繰入金への削減や国保料の取り立て強化を競わせる保険者努力支援制度まであります。この誘導に乗って、18年度も値上げする市町村が相次ぎました。

保険者努力支援制度とは何か、どのような努力目標があるのか、目標を達成すればどのような支援を受けられるのか、また、まんのう町にはこの制度にかかわるものはあるのか、ないのか、答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の国保料の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

まんのう町では、昨年4月に国民健康保険の広域化が始まることにあわせ、国保税も四つの項目で課税しておりましたのを、固定資産税割を除き、三つの項目で課税いたしております。

その三つの項目の中の一つに均等割の項目があり、これは被保険者1人当たり、年齢にかかわらず2万6,000円をお願いしております。

なお、所得が基準に達していない世帯につきましては、この均等割に対しての軽減措置を設けております。これらについては、ルールにのっとって業務をとり行っております。

国保税は県への納付金を通じてでございますが、医療費の一部を賄っておりますので、若年層の方の均等割の軽減を図れば、相応分の代替措置の検討が必要となってまいります。

私たち保険者は、考え方といたしましては、議員と同じ方向を向いていると考えております。そのため、国民健康保険を運営する立場のものが意見を集約し、国保被保険者の負担軽減に少しでもつながるよう、子供にかかる均等割保険料を軽減する支援制度の創設を、国へと申しますか、厚生労働省、また、国会議員など各方面に働きかけておるところでございます。

また、保険者努力支援制度につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 小山議員さんの質問にお答えいたします。

保険者努力支援制度につきましては通告がなかったので、るる申し上げられないことに

つきましては、お許しを願ったらと思います。

まず、保険者努力支援制度につきましては、収入面で申しますと、500万円程度、まんのう町には歳入がございます。これにつきましては、県の大枠が決まっております、それをうまく17市町で配分するわけでございますので、同じことをしておっても、来年は配分が変わるとか、そういうことになってくるので、ことし500万円だから来年もということではございませんので、お伝えしておきます。

それから、どのような項目がということでございますけれども、この項目につきましては非常にたくさんございますので、ちょっと記憶の範囲でお答えを申し上げさせてもらったらと思います。

その一つには、PDC Aサイクルですかね、それに基づきましたデータヘルス計画を作成するというので、この部分につきましては、まんのう町でも担当者、他町につきましては業者に委託してつくっておるところもあるようでございますが、まんのう町におきましては担当者がつくってございますので、その部分については県からの評価をいただいております。

それから、医療費通知、この部分につきましては、毎年、被保険者様にお送りしてございます。

それから、ジェネリックと申しますか、後発医薬品をできるだけ使っていただきたいということで、その部分についての、普通の新発の委託品と後発の医薬品との金額差についても被保険者の皆様に送らせていただきます。こういったことにつきましても評価の対象ということになっております。

それから、健康面で申しますと、がん検診をしているか、それからその結果につきまして、専門職の方が、逐一、相談をしているかということで、まんのう町におきましては、健康増進課のほうで保健師の方が丁寧な説明をなされておることということで、ここにつきましても評価をいただいております。

それから、先ほど国保料のことについて、議員さん、いろいろ申されておりましたので、ちょっと申し上げるのは心苦しいんですがございますけれども、国保の収納率、この部分を、毎年、少しでも上げていくということが評価の対象になっておりました、100%になりますと、ここは評価のしようがないんですけれども、ある程度の率になりますと、そこは優秀ということで評価をしていただくようなことになっております。

ちょっとほかにもたくさんありますけれども、そういったことで、各町がどれぐらいいろんなことをしているか、保険者としての努力をしているかということの評価するのにポイント制となっております、そのポイントに応じて各市町への配分が行われるようになってございます。その配分額が先ほど申しました500万円でございますので、ちょっと通告がございませんので、この程度、記憶の範囲でお答えさせていただいたらと思います。以上でございます。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。国民の4人に1人が加入しております国民皆保険制度の重要な柱を担っております国保ですが、中小企業の社会保険であります協会けんぽ保険料に比べて、現在でもおよそ倍であります。著しく不公正で大変重い負担である制度になっております。この高過ぎる保険料問題を解決すること、これは町民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の今後の持続可能性にとっても、社会の公平公正を確保する上でも重要な政治課題であります。政治の責任であります。どう見ても今の国のやり方は間違っております。この間違ったやり方に今後につき従っていくのでしょうか。町長に改めて聞きたいと思います。先ほどゼロ歳からも1人として計算される均等割についてはいろいろ要望を出しているというふうにおっしゃっていただきましたけれども、町独自にやっぱり町民のために負担軽減策を行う意思はございませんか。改めてお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員さんの再質問にお答えいたします。

町独自の負担軽減策ということでございますが、今のところ、町の財政状況等を見ますと、少し難しいのではないかなと思っておりますが、今後、他の市町の事例等も鑑みて、また検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。それでは、2番目の質問に移ります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 デマンドタクシーについて伺いたいと思います。

私は、仲南地区の3倍の人口がある満濃地区にデマンドタクシーが1台しか動いていないというのは、利便性に大変欠けているというふうに考えてきました。利用したいほうから見れば、諦めがあるのではないかと。南の広袖から北の公文までの広い地域を1台で運行するのは無理があるのではないかとというふうに考えてまいりました。

しかし、満濃地区はほかの地区に比べて交通の利便性が高いということもあって、台数をふやしても需要がないだろうというふうに委員会などで説明を受けてまいりました。町民の足を確保すること、守ること、自治体の大事な仕事であります。本町のデマンドタクシー「あいあいタクシー」は、これまで町民の生活の足として貢献してまいりました。これからも今まで以上に町民の重要な足として貢献を期待しております。

2020年から団塊世代が75歳を迎え、一層の町の高齢化が進んでまいります。それとともに、自主免許返納者もふえてくると予想されます。デマンドタクシーの役割はますます大きくなってまいりと思います。登録していないと乗車拒否に遭ったという人の話も聞きました。もっと柔軟な対応ができないもののでしょうか。もっと気軽に利用しやすいものにできないものか。町民の皆さんは安心・安全、そして便利な足を求めていると考えます。これからの町の交通体系を考えたとき、ことでんの駅の問題、琴参バスの乗り合い路

線の問題、観光客の問題、いろいろな角度から広く長い視点で取り組んでいただきたいと思います。町長の答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員のデマンドタクシーの拡充についての御質問にお答えいたします。

現在、デマンドタクシーは旧町単位を運行エリアとして、エリアごとに1台の乗り合いタクシーが運行しております。

その経緯を御説明いたしますと、まず、各旧町を主な運行エリアにするタクシー会社それぞれ1社あり、各社が同種のジャンボタクシーを1台ずつ保有しており、平日の日中の稼働率が少ないジャンボタクシーを利用することで、導入時の費用を抑えられることや運行事業の委託を行うことでタクシー会社側にもメリットが生まれ、かつ、民業圧迫にもつながらないということから、現在の運用形態となっております。

さて、御質問は人口の多い満濃地区について、その人口比率に合わせて車両をふやす必要があるのではないかとのことですが、本年度1月末時点の延べ利用者数は、仲南地区が3,391名に対し、満濃地区については2,948名で、仲南地区に比べ少なく、また、御希望の便の予約が合わず、乗車をお断りする件数はさほどないため、満濃地区の利用ニーズが他地区に比べて低いという結果となっております。

本町の場合、山間部の高齢化率が高いことや、仲南地区に民間公共交通の空白地があることなどから、人口の少ない地域の潜在的ニーズはありますが、一概に地区の人口に比例したものとはなっておらず、現時点では人口比から車両の割り当てを行うには至っておりません。

確かに車両を増台し、運行便数をふやせば、利便性は向上しますが、当然、その分、財政面での負担が大きくなるほか、補助をするにしても、車両購入費やその維持費、運転手の確保など、タクシー会社側の負担がさらにふえることとなりますので、その際には将来を見据えて慎重に検討する必要があります。

本町の抱える課題である加速する人口減少と高齢化に伴い、公共交通に求められる要素が、今後、さらに多くなることが予想されますので、民間事業者の動向や交通関係の事業者とも協議をしながら、今後の交通施策のあり方について他の活性化施策と連携をとりながら包括的に検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○小山直樹議員 それでは、3番目の質問、敬老祝い金についてお伺いをいたしたいと思います。

議案第3号で敬老祝い金を2019年度から現行のおよそ半額にし、2023年度からは喜寿の祝い金を廃止する案が出されております。私はこの議案に反対の立場から質問をしたいと思います。

私はこれまで議会で高過ぎて払えない国保、サービス低下があるのに負担がふえる介護、減り続ける年金、後期高齢者医療保険の負担増の計画など、とりわけお年寄りに対する国の仕打ちはひどいものだというふうに言ってまいりました。

安倍首相はことしを幼児教育の無償化実現など、社会保障制度を全世代型に改革していく年にしたい、こう言っております。この全世代型社会保障とは何か。首相の言う全世代型社会保障への転換とは、給付は高齢世代が中心で、負担は現役世代が中心になっているという現状の社会保障制度の構造を、全ての世代が安心できる社会保障制度へと転換をする、こういう話です。

実際は、これまで進めてきた改革をさらに加速させるものであります。3点あります。一つは、社会保障制度の縮小、解体であります。二つ目は社会保障の営利・市場化であります。三つ目は社会保障の削減でこぼれた人たちを住民の助け合いに任せ、地域共生社会の仕組みの具体化であります。この解体、営利化、地域共生を三位一体の形で進めていくものであります。

安倍首相が考えているのは、人口減少しても経済成長できる国づくりであります。人生100年時代を掲げて、国民に行動変容を強いるような予防健康づくりや継続雇用年齢の引き上げなどの雇用環境の整備、年金制度の改悪を組み合わせた働き手の確保、住民相互の助け合い、互助の支え手の確保、これらによって政府の成長戦略に国民を動員して、一億総活躍社会を目指していく。活躍できない人は排除され、足りない労働力は外国人で確保するという流れであります。

なぜ全世代型とわざわざ言うのでしょうか。政府の認識は、今の社会保障は高齢者中心だから全世代型にするんだ、こういうことであります。高齢者中心というあたかも高齢期の社会保障が手厚いかのように聞こえますが、高齢層での貧困の広がりを見ても、実態はそうではありません。彼の頭の中には庶民の感覚は全くありません。

この一つの印象操作、消費税を上げるための理由づけであります。もうこれ以上の年寄りいじめはやめませんか。放送を聞いておられる皆さんも、この議案については本当にがっかりしているのではないのでしょうか。

日本は何百年もの前から儒教の教えを学んできた国でありまして、年長者を敬う心は当たり前であります。あるいは、社会的弱者である子供やお年寄りを守っていくのは大人の役目であります。また、政治の役目でもあります。お年寄りを大切に思わない政治に私は未来はないと思います。私はお年寄りのこれまでの社会貢献、これからもふるさとの保全や管理に少なからず貢献していただけるお年寄りをこのようにお荷物扱いする、あるいは邪魔者扱いするような今回の仕打ちは断じて認めることができません。お年寄りを大切にするまんのう町ではだめなんではないでしょうか。近隣市町とのバランスであるとか、平均寿命が延びたためなどと言っておりますけれども、そもそも祝い金の趣旨を考えていただきたいと思えます。家族からもらうお小遣いとは全く違った意味を持っているものであります。公からのこれまでの社会貢献への感謝であり、これからのさらなる貢献への大きくはない期

待と、心豊かに穏やかに過ごしていただきたいと願う後輩からのお祝いではないでしょうか。

コストカットは時には必要であります。しかし、祝い金を最初に手をつけるものではないと私は思います。最後に回すものだと考えております。町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員の敬老祝い金についての御質問にお答えいたします。

敬老祝い金条例の一部改正についてのお尋ねでございますが、本条例の改正の要旨、改正の内容につきましては本条例改正の提案理由の中で述べさせていただきましたが、繰り返しになりますが、改めまして少し述べさせていただきます。

本条例が施行されて12年余りが経過し、福祉行政を取り巻く環境も変化しており、例えば、この間、平均寿命も3歳ほど延びております。また、町の行財政的な面では、交付税措置も厳しさを増していると同時に、新たな施策ニーズは高まっていることから、一般財源の確保は重要な課題と考えており、その備えは急務であると考えております。

また、平成31年度と平成32年度において第8期介護保険事業計画を策定することになっており、この過程においてもさまざまな施策ニーズが出てくることが予想されます。条例改正により出てきた予算は、このような施策に活用させていただきたいと考えております。

まんのう町の高齢者福祉計画の基本理念は「地域で支え合う、高齢者が住みよい、住み続けたいまちづくり」としております。

また、町の総合計画の上でも、まちづくりの基本方針として「元気まんまん、人が輝くまちづくり」を掲げ、子供から高齢者まで全ての住民が元気まんまん活躍できることを目指しております。安車蒲輪の心は不変でございます。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 小山直樹君。

○小山直樹議員 ありがとうございます。以上をもって、質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 ただいま議長の許可をいただきました、2番、常包であります。3月の定例議会に当たりまして、ただいまから私の一般質問を行います。

私は、今回、一つには、移住・定住対策の促進について、二つ目には、まんのうブランドの推進について、三つ目として、福祉タクシーの利用条件の緩和について、この3点についてお尋ねしますので、どうぞよろしくお願い致します。

この私の質問が今議会の最大のテーマであります平成31年度予算審議に少しでも生かすことができるよう心がけをいたしますが、私にとって初めての予算議会でありますので、場違いな点もあろうかと存じます。町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、その点

をごしんしゃくいただき、丁寧かつ誠意のある御回答をお願いしたいと思います。

質問に入る前に、一点、要望いたしたいと思います。

今回の一般質問の通告締め切りが2月18日でありました。その18日に予算案を初め3月議会の議案が手元に届いた次第であります。今回であれば、予算大綱であったり、重点施策、また、新規の施策であるとか、事前にまたお示しをいただくとか、また、締め切りまでの間、議案をいただいてからゆとりをいただけたら、もう少し質問と議案とがかみ合うといいですか、お互いにキャッチボールができるのではないかとというふうに考えます。お互いに意見を交わすことによって、それぞれの議案の問題点であったり課題をお互いに認識をし、また、町民の皆さんにお知らせをすることができるのではないかとというふうに思いますので、よろしく御検討のほうお願いいたします。

それでは、質問に移りたいと思います。

1点目は、人口減少対策としての移住・定住対策の推進についてであります。

まず、先ほどから言われておりますように、まんのう町は合併後13年が経過をいたしました、残念ながら、この間、2,000人余りの人口が減少しております。昨年、香川県の人口は5,869人、まんのう町でも274人が減少したという報道がありました。日本全体が人口減少社会に入っている現在、全国に1,741も市区町村がありますが、首都圏など一部を除きまして、共通して移住・定住と申しますか、人口減少対策に取り組んでおります。いわば人口の獲得競争だと思っております。

私ども地方の市町村にとりまして、少子高齢化対策、人口減少対策とは本当に最大の行政課題だと認識をしております。しかしながら、一朝一夕にすぐに効果の上がる対策は難しいと存じます。したがって、まんのう町の実態に合わせ、長期の視点、分析を行いながら、かつ、当面の取り組み、新年度は何をするのか、そういうことを一元的に把握をし、推進をしていく組織が必要かと思っております。

移住や定住を決める判断基準としては、子育て、教育、住宅、交通などの生活環境、就労や雇用、医療、保健など多くの課題があると思っております。定住者にとって本当に人生の大きな決断をしていただくこととなります。縦割りではなく、移住・定住希望者に対してまんのう町として支援や相談をする窓口の一元化が求められているのではないかと思います。

そして、まんのう町の取り組んでいる施策を全国へアピールする有効な手段として町のホームページがありますが、今年度中に改修をするという答弁をいただいておりますが、現在のホームページを見てみますと、空き家情報の情報はふえておりませんが、若者定住施策の情報もありますが、それぞれがばらばらに載っておる状態で、一元的な発信が必要でないかというふうに思います。

窓口の一元化、組織の一元化と情報発信の一元化について、執行部の考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

さて、常包議員御指摘のとおり、合併後13年が経過し、その間にも人口は減少の一途をたどっております。これは全国各地が抱えている問題であり、地方創生が始まったのもこの流れを何とか変えようというものでした。この状況から脱却し、地方を活性化することで総合戦略を策定し、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、そして時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するといった四つの項目を基本目標として、国と地方とがさまざまな指標を掲げて鋭意取り組んでおるところでございます。

まんのう町も地方創生の流れの中、各施策に取り組んでおるところですが、議員御指摘の移住・定住に関しましては、特に若者住宅取得補助事業を軸として、町産材利用補助事業、空き家バンク、空き家リフォーム補助事業などに取り組んでおります。

若者住宅取得補助事業につきましては、看板による広告やハウスメーカーへの制度が浸透してきたことなどから堅調で、制度開始以来、毎年50件程度で推移しております。この制度につきましては、町内からの人口の流出を防ぎ、また、町外からの転入も一定数あることから、今後も引き続き移住・定住の軸となるものと考えております。

そういった中、移住希望の方が窓口に来られた際に、各種窓口が一元的でなく、住民の方が必要とする情報の問い合わせ先が複数ある場合は、知りたい情報を十分満たすことができなく、移住先の候補から外される可能性も否定できません。これは県外で行っている移住フェアなどでも同様で、本町をPRするために町の取り組みを説明していますが、より細かな子育て情報や医療の情報、求人情報など踏み込んだ話になると、直接の担当でないため、十分な説明ができない状況にあります。

御質問のように移住定住対策の部署を独立してつくることは理想ですが、現職員体制では難しく、現実的な対策としては、寄せられた相談事例をまとめ、必要で知りたいような情報をパンフレットや冊子、ホームページなどに掲載し、移住・定住希望者向けの情報をわかりやすく一括して発信していけるように工夫をして対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。一元化の一例を一つ紹介したいと思っておりますが、平成29年に教育民生常任委員会のほうで視察をしております島根県邑南町のほうでは、定住促進課というのを設置をしまして、先ほど言いました課題について、支援相談窓口の一元化を行っているようであります。

邑南町は日本一の子育て村を目指してをキーワードに各課の施策、各課の事業の連携を図り、効果を上げているようであります。

定住促進課が定住・移住の希望者の相談を一旦そこで受ける。そしてお答えをする。わからない場合は、それぞれの課に聞きながらお答えすると。そのような体制を本庁に正規職員1名、臨時職員1名の2名の配置をしてしとるようであります。

また、それぞれの実際に住む地域には、相談支援員という方を任命をして、地域の詳しい人に相談・支援に当たっていただく、そのような体制をとる中で、移住をしてくれた方の8割が定着していると。そのようなことを、私、邑南町に直接お聞きしました。

移住者にとりましては、まんのう町に、今、親せきも知り合いも少ないと思われる方にとって、安心してまんのう町で暮らしていただけるような体制をバックアップしていくために支援相談員を、職員ではなくても、そういう地域に非常に詳しい方に助けていただく、そういう制度をつくってはいかがかというふうに思います。そういう方がいれば、各地区の公民館に地区社協がありますが、そこに配置をして、例えば空き家情報がふえていませんよね、ホームページには2件か3件あったと思うんですけど、空き家であったり、不動産の所有者に賃貸や売買も含めて積極的に助言をしたり、また、移住希望者に対してあっせんをする、情報を提供するというようなことも可能になるのではないかと思います。

また、ひとり暮らしの高齢者の見守り活動もあわせてできるのではないかというふうに思ったりしています。何よりも住民にとりまして公民館が私たちの生活のよりどころです。生活の拠点というふうに、一層なっていくのではないかというふうに感じます。

昨年、教育民生常任委員会で視察をいたしました山口県周南市では、もやいネットワークという名前がつけられておりましたが、校区ごとの地区社協に高齢者の見守り業務を業務とする人材が配置されておりました。

そういうきめ細かな制度、支援体制といたしますか、そういうところも必要でないかと思えますので、先ほど現体制では組織づくりは難しいということがありましたが、改めてお考えをお聞きしたいと思えます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

支援相談員の導入についてであります。議員御指摘のように、全国の事例では、地域事情に詳しい地元の方がコーディネーターとなって移住希望者と地域をつなげているといったところもございます。

また、地域おこし協力隊が任期終了後にその地域で移住希望者向けのサービスとして同様のことを行っているということも実際に行われております。

移住希望者にとっては頼もしい存在とはなり得ると思われませんが、実現に向けては、空き家や不動産情報など個人情報を含み、その取り扱いの部分と不動産業者の連携が必要で、実際のマッチングをするときにも、行政側が貸す方、借りる方の個々の問題に立ち入り過ぎない距離感を保つことが必要となります。

議員御指摘のスタッフにつきましては、この業務以外にも地域の見守りも含めた地域支援員ということで、福祉的な視点から福祉関係部署や社会福祉協議会など、今の見守り制度などと整合を図りながら協力していくことが求められますので、今後の検討課題とさせていただきます。

また、公民館の利用方法やあり方、人員の配置等につきましては、地域の皆様の御意見

を聞きながら総合的に考える必要があり、支援員の設置も含めて、今後、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

先ほどから定住・移住対策ということで申してまいりましたが、1,741の市区町村と競争しなければならないということでもあります。香川県だけでも8市9町、17の市町があります。香川県を選択する、その中でもまんのう町を選択していただく、そういうことをしていただくために、まんのう町としてアピールしている点、特に訴えている点がありましたらお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町のセールスポイントということですが、本町が都市圏で行う移住・定住フェアに参加する場合には、まず、まんのう町がどこにあるのかといった説明から始まります。関東圏におきましては、四国の説明から入ることが多く、ほとんど認知されていないのが現実です。そういうところでどういった点をアピールしているのかといいますと、まずは都会にはない豊かな自然になります。町内には弘法大師空海ゆかりの満濃池を挟んで四国で唯一の国営讃岐まんのう公園と県立の森林公園がございます。また、夏は町内で約20ヘクタールものヒマワリの花を見ることができ、町の南側にある阿讃山脈は冬期には降雪があり、そういったことからまんのう町は香川県内では特に四季を感じられる比較的自然的災害の少ない温暖で暮らしやすい場所であるということなのです。

次に、アクセスですが、まんのう町中心部までは高松空港から車で約40分、高松市内から約50分、高速道路の善通寺インターから約20分で訪れることができます。もちろん香川県の場合、高松市、丸亀市の中心地以外は車などの交通手段が必要となりますが、逆に自家用車があれば、一、二時間ほどあれば、県内どこにでも行ける位置にあるということも説明しております。さらには私鉄の琴平電鉄やJR土讃線、国道も2線が走り、交通面でも利便性が高いこともお話ししております。

住環境の面では、町内全域に光ファイバー網が張りめぐらされ、インターネットも快適な環境でお使いいただけることも説明しています。

子育て世代には各種子育て支援制度や教育環境、図書館が充実している旨を説明しており、自然の中で伸び伸びと子育てできるということを強く訴えているところでございます。

ほかにも、若者の定住・移住補助策の充実やスローライフに適した町であるということをおアピールしております。

しかし、説明を受ける側が魅力を感じる町の資源やサービスは、これ以外の私たちが気づいていないものもあると思っておりますので、移住・定住フェアなどの機会を通して発掘していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 御丁寧な答弁ありがとうございました。

ここに、地元のタウン誌の2月号にまんのう町が紹介されておりました。町長が載って、まんのう町のPR、何をするかということが書かれております。その中で、特に力を入れていることは何ですかという問いに対して、子育て支援と教育問題に特に力を入れておりますというふうな出だしから始まっております。

私は、ずっと質問させていただきましたが、子育て環境、教育環境の日本一ということ、どこもやっているかもわからないけれど、まんのう町もやっていますよということ、大々的にPRすべきでないかというふうに思っています。教育環境については35人学級の実施、また、教育支援機構の充実、切れ目ない支援、相談活動が行われて、ほかの自治体に誇れるものだと感じます。子育て環境につきましても充実させている、こんな状況を他の市町の方にももう少しわかりやすく具体的に発信をしていく必要があるのではないかというふうに考えていますので、改めてお示しいただきたいと思っております。

また、国において、ことしの10月から3歳から5歳の保育料の無償化、住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児の無償化が閣議決定されております。

都市部におきましては、こども園の入園希望者がふえており、一方、保育士が不足している関係で、待機児童がふえるのではないかという心配をお聞きしております。

まんのう町においての現時点での申し込み状況から想定されます平成31年度、新年度の保育環境についてお示しただけたらと思っております。

その際に、本町における保育料はどのようになりますか。国の制度を上回る施策が充実が予定されているのかどうか。

昨年、私が6月議会で質問いたしました給食費の無償化についてはどのような状況でしょうか。小学校入学前の子供については、利用者間の公平性を考慮しつつ無償化に前向きに検討する。また、こども園の3歳から5歳の子供は、1割もの子供が朝食を食べていない、十分にとっていないというアンケート結果の御答弁もいただきました。こども園の給食を無償化した場合に、約450万円必要との御答弁がありましたが、改めて幾ら必要か試算をお願いします。

昨年6月に小学校の給食無償化は全国で80自治体、5%にも満たない状況で、県内ではゼロという御回答でした。こども園ではどうなのでしょう。

また、私は実施がゼロだからこそ、実施をすれば、それがセールスポイント、アピールにつながるのではないかと思います。どこもやっていたんでは違いが出ません。やっていないことをすれば、そこが違いとしてセールスポイントになるのではないのでしょうか。

まんのう町は子育てが本当にしやすいよということを強調するのはどうでしょうか。そのような点を踏まえて、現時点での考え方をお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 常包議員の再質問にお答えしたいと思います。

新年度におけるこども園の保育環境についてのお尋ねであろうと思います。

その中で、まず一つ目に、10月からの保育料の無償化に伴う待機児童の増加を御心配されておいでと思われま。まんのう町の公立こども園、いろは保育園の新年度の入園申し込みを昨年12月中旬に受け付けいたしました。その数から判断しますと、町内で待機児童が存在するような事態にはならないと考えておりますので御安心いただきたい、そういうふうに思っております。

次に、こども園の3歳児から5歳児の1号認定児の給食費を無償とした場合に必要な財源として、昨年の6月議会でお答えいたしております。ところで、昨年11月30日の内閣府によります公定価格の対応の方向性におきまして、1号認定児、2号認定児は主食費、副食費ともに実費徴収を基本とするよう取り扱いの方向性が示されました。これは公平性の観点から、同年齢の1号認定児、2号認定児間の負担方法について統一する必要があるという子ども・子育て会議における意見を示されたところでございます。

また、昨年12月28日に閣議合意されました幼児教育無償化制度の具体化に向けた方針の概要によりますと、食材料費など保護者からの実費で徴収している費用は無償化の対象外であり、食糧費、つまり給食費につきましては、保護者が負担する考え方であることが示されたところでございます。

本町におきまして、給食費として規定しておりますものは1号認定児のみであり、その無償化に必要な財源として450万円であったわけでございます。今回の閣議合意によりますと、公平性の観点から、現在の規定では、2号認定児の保育料に含まれております副食費と別に集めております主食費とを合わせて給食費として保護者に御負担をいただく必要がございます。このような状況のため、現時点において、2号認定児を含めた給食費の無償化に幾ら必要かという試算はまだできておりませんが、保育料と給食費相当額との負担に関して早急に議論を進めていかなければならないと考えております。御理解を賜りたいと存じます。

それからもう一点、常包議員さんのほうから、最初にもっとまんのう町で行われているいろんな教育情報について積極的に発信をしてはどうかというお話がございました。これは私どもも2年ほど前からその必要性は強く感じておりまして、その方法として、今、行っておりますのが、教育委員会の広報紙「爽風」というものでございます。この中で特集を毎回組みまして、幼児教育であったり、発達支援教育であったり、新しい教育の方法であったり、そういったことを発信いたしております。

この発信先については、県の教育委員会、あるいは8市9町の各市町へも発信いたしております。もちろん町内の各家庭へも、この内容については発信いたしております。この内容につきまして、もっともっと充実していきたい、そういうふうに考えておる次第でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 国の制度設計が遅かった関係で、まだ試算途中ということでもあります

が、ことしの10月から大きく制度が変わります。31年度の半年間においては、費用負担について国が手当ををするというふうにお聞きしています。しかし、来年の4月からは、公立こども園については、それぞれの市や町が負担をし、交付税措置で手当しますよというのが国の施策だったと思います。そういう面で、この10月、もしくは来年の4月までには一定の方向性というのを検討した上で示していただきたいというふうに思います。

ずっと教育長がおっしゃっていただいた本当にすぐれた支援体制、また、まんのう町の給食のあり方、小学校も含めての給食の体制、そのことを守っていきながら、子育てに対する支援にしていく、無償化をぜひ実施を強く求めておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

こういうふうに本にもきちんと載っているわけですから、ぜひ町長のリーダーシップのもと、よろしくお願いしたいというふうに思います。ぜひ、平成31年度中にはきちんと、来年度の予算編成のときですから、ことしの秋口には一定の方向性が必要かと思っておりますので、その辺、時期をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、1番目の質問を終わりたいと思ひます。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 2点目は、まんのうブランドの推進についてお伺ひいたしたいと思ひます。

きのう、そしてきょう、また、町長の施政方針等で述べられておりましたが、若干、ダブるところもありますが、私からも関係者の皆さん、また、生産者の皆さんも含めて、これまでの活動に敬意を表したいと思ひます。おめでとうございます。

そして、私も幾らいいものでも売れなければ、これは商品としては認められていないということでもありますから、これまでの成果をどう実のあるものにしていくか、そしてまんのう町の実産者の方に還元をふやしていく、そしてまんのう町の認知度を高めていく、そのことが先ほど言ひました移住・定住対策にもつながっていくというふうにお思ひます。将来的には持続可能な農業の確立、農業後継者の育成等、耕作放棄地の発生防止等、いろいろな課題について貢献できるのではないかとこのように感じているところではあります。

いろいろな販売活動、御答弁がありました、その実現に向けて、新年度の予算編成で裏づけは十分なものかどうか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの2番目の質問にお答ひいたします。

まんのうブランドの推進についての質問にお答ひいたします。

まんのうブランドの推進ということで、まず、ひまわりオイルにつきましては、関係者の努力のかいあって、2018年度香川県産品コンクールで最優秀賞の県知事賞を受賞し、さらには、一般財団法人食品産業センターの優良ふるさと食品中央コンクールの国産農林産品利用部門で農林水産大臣賞を受賞することができました。

地域から始まったヒマワリの鑑賞も含め、このひまわり事業で結果を出せたということは非常に喜ばしく、また、地元の方の尽力なしには語れません。

しかしながら、各賞を受賞できたから、労せず商品が売れるというものではありません。今が本当に大事なポイントに立っているチャンスであるということを肝に銘じて、今後の生産や販売、PRといった課題を着実に解決していく必要があると考えておりますし、今がまさに周囲からの期待や注目度が上がる商機ということで、県内外にトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

そういった中で、御質問の販売促進活動についてでございますが、今回、受賞した関係もあり、香川県を通じて栗林庵や東京新橋のアンテナショップ、また、町内の道の駅や幾つかの店舗で取り扱っていただいておりますし、大手百貨店や空港、JRの駅などで取り扱っていただけるように、製造販売者であるグリーンパークまんのうとともに協議を進めておるところでございます。

また、町と地方創生の連携協定を締結しています百十四銀行と協力し、県内県外の取り扱いをしてくれる販売先を模索しているところでございます。新年度予算にそのあたりのことも含めてさらなる販売戦略や商品PR等の経費を計上し、事業展開をしていきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。私は、宣伝販売活動というのはやっぱり役所、公務員じゃなくて、その専門家に任さないといけない面があるんじゃないかというふうに思っています。積極的にそのような初期投資をしていかなければいけないタイミングが、きのう、きょう、いろいろ先輩が質問されてましたが、タイミングの中で初期投資が必要かなというふうに思っています。

また、町長みずからトップセールスをされるということでしたが、町ゆかりのいろんな著名人の方にも応援をお願いするとか、そういうことも検討いただいて、進めていただけたらと思います。

また、オリーブと比較してヒマワリというのはまだまだ後発商品で、出おけているのはしようがないと思いますが、香川県の支援をもう少しオリーブだけではなく、こちらもちょうど応援をお願いしますということを求めていく体制が必要かなというふうに思っています。

その辺、改めまして、町長さんの決意、お考えありましたらよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

御質問のとおり販売活動もちろん大切であります。生産体制や作付している農家の方も重要でございます。ヒマワリの生産者には均一で良質な種子を予定量収穫することが要求されておりますし、販売する側は売り上げを上げ、利益を出すことで種子の買い取り価格に上乘せしていき、最終的に農家の所得の向上につながり、また、作付面積がふえて

いくような6次産業のよいサイクルができるように、関係する団体と持続可能な体制づくりに向けて協議を重ねてまいりたいと考えております。

さきにもお答えいたしました、私が先頭に立ってセールスを行っていきたいとも考えておりますし、現在、著名なデザイナーや料理の専門家、食品メーカーなどに接触してブランディング化に向けて取り組んでおりますので、よろしくお願いいたします。

また、ヒマワリ関連商品はということでございますが、今までにもヒマワリ関連では、ひまわり牛やひまわりコロッケ、ドレッシングなどがありました。現在、ヒマワリの作付計画から栽培方法、販売方針につきましては、ヒマワリ生産者代表や商品製造販売者、農事法人や農業改良普及センター、畜産振興センター、県議、町議から構成されておりますまんのうひまわり振興協議会で協議しており、特に関連商品の開発につきましては、オイル関係の製造販売元のグリーンパークまんのうや商工会加盟店、ひまわりオイルに関心のある企業等と協議を行いながら進めておるところで、専門家の方の意見やアイデアも取り入れながら、商業ベースで実現可能な商品の開発を行っていきたいと考えておるところでございます。

ヒマワリ以外の特産品としては、農産物では、ハザマイチジク、カリン、米、そばなど多数ございますが、それぞれの生産者団体が独自に生産販売活動を展開しておりますが、生産者団体の活動を尊重し、商工会や各種関係する団体や飲食関係の方々などとも連携しながら、今後の特産品の振興の支援を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひいろんな商品、昨日の答弁でもパン、クッキー、焼酎など、いろんな計画がされているという答弁がありました。ぜひ関連商品の開発をしていただいて、一体的な商品の売り込みをしていただけたらというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで2番目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

3番目の質問に入る前に、ここで休憩をとりたいと思います。

議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時30分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

常包恵君、3番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、福祉タクシーの利用条件の緩和についてであります。

まんのう町福祉タクシー助成事業実施要綱によりますと、75歳以上、また、身体障害

者手帳の1級または2級、そして療育手帳のマルAまたはAのいずれかに該当する方が通院をするときに年間1万2,000円の助成があります。75歳以上の方で先ほどの手帳に該当する方は、年間2万4,000円の助成があるとなっております。

この制度は過去に多くの先輩の方々が質問をされ、徐々に改善をし、利用されやすくなっていることに敬意を表したいと思います。

そこで、お伺いいたします。現在、福祉タクシーの助成対象者と助成券の交付者は何人でしょうか。内訳も含めてお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

現時点で福祉タクシー助成券の対象要件を満たす方は、年齢要件では3,603人、障害者手帳1、2級の要件では407人、そのうち184人が75歳未満であります。療育手帳マルA及びAの要件では70人、そのうち69人が75歳未満となっております。通計しますと本制度の利用可能対象者数は3,856人となり、住民の2割に相当する方が利用できる制度となっております。

本年度、利用の申請をした方は1,173人で、そのうち障害者手帳で126件、療育手帳で2件の申請があり、計算上では申請率は約3割となっております。

申請率だけを見ますと少し低いように思えますが、75歳以上の方でも不自由なく自家用車を運転して移動されておられる方もおりますし、御家族の方が送迎をされているケースもありますので、運転免許を返納され移動手段がないなど、本制度を必要とされている方からの申請率は、この数字だけをもって低いとは思っておりませんが、今後も利用率をふやすために、町広報誌や告知放送等を利用して制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。3月広報でしたかね、いろいろ交通機関の、あいあいタクシーも含めて載っていたように思います。今後とも、周知、啓発をお願いしたいと思います。

要綱の第1条で、この要綱は高齢者または心身に障害がある者に対して、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成することにより日常生活の便宜を図り、もって、社会福祉の増進に資することを目的とするというふうに定められております。

障害者手帳には、統合失調症やてんかんなどの患者さんに対しての精神障害者保健福祉手帳というのがあります。この手帳は精神障害者の社会復帰の促進、自立及び社会参加の促進を図るためにできたものと聞いております。税制上の優遇措置や公共施設の利用料の減免など、さまざまなサービスも受けることができるようになっております。手帳の等級は障害の程度により1級から3級まであり、1級は他人の援助を常時受けなければ日常生活を送ることが困難な状態、2級は日常生活に著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることが必要な状態と定められております。2月1日現在、この手帳の1級の

方は8名、2級の方は40名で、合計48名と聞いております。この手帳の有効期間が2年であり、また、2年ごとに更新をしていく制度でありますので、対象とした場合、助成券の交付枚数など工夫であったり、また、注意が必要かと存じますが、1級並びに2級の所持者は生活保護の障害者加算も認められておることから、先ほど申しました福祉タクシーの目的から言っても、助成対象者に加えるべきかと思えます。

また、これらの方々においても、施設に入所していたり、医療機関への入院をしている方も考えられ、手帳所持者の少ないことなどから、費用面で問題が生じるとは思いませんが、執行部の考え方をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

この事業の対象要件に精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も加えてはどうかとの御質問であろうと思えます。

実施しておりますこの事業は、旧仲南町で実施していたものを、合併後に運用方法を継承しながら運行エリアを全町域に拡大して行っているものでございます。

当時に精神障害者保健福祉手帳所持者が対象から外れていたのは、手帳の有効期限が2年と短く、確認時の手続が煩雑になるほか、JRなどの公共交通機関の料金の割引制度でも対象となっていなかったことが主な要因であると思えます。

県内の同種の施策の実施状況は、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象として福祉タクシー券を配布しているのは17市町のうち4自治体で、そのうち1級のみを対象とするのが2自治体、1級、2級を対象とするのが2自治体となっております。

御質問にあります精神障害者保健福祉手帳所持者を本事業の対象とすることについて、今後、関係する情報等を収集、整理しながら、対象要件の拡充について前向きに検討をしてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 制度の目的からして、除外をするというのはいかがなものかと思えます。携帯料金であったり、NHKの受信料であったり、また、航空運賃については対象というふうに免除制度も割引免除制度があったように思えます。そういう観点から、ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

私の通告質問は以上で終わりますが、2点、要望いたしたいと思えます。

1点は、先ほど、この福祉タクシー制度で、本人が通院するということになっておりますが、同一世帯で介護者、寝たきりの方を介護しとるとか、そういう場合も多々あるかと思えます。お薬だけとか代理受診をする場合もあるのではないかとというふうに想定します。ただ、代理受診そのものは医師法等からちょっと原則困難というような状況もあろうかと思えますが、代理受診を希望する人は、想像するには、運転免許を持たない高齢の配偶者とか、そういう方が多いのではないかとというふうに想定します。ですから、その辺も含めてまた制度の見直しの際に検討いただきたいというふうに思えます。

2点目です。福祉タクシー制度は交通施策というのではないのではないか。先ほどの目的からして、高齢者であったり、障害者に対する福祉施策というふうに私は受け取っています。そういうことからすると、現在あるまんのう町の課組織の中で、所管する課が企画観光課よりは福祉保険課の範疇かなと。対象者の把握についても、福祉保険課のほうで多分されるというふうに思いますので、そっちのほうが組織的にはどうなんかなと、私の見解というか、私のあれですけど、そんなことも含めて組織の問題、1番目の質問にいたしました。定住・移住対策の組織機構の問題も含めて、町役場の組織について、効率的で実効性が上がる組織に常に考えていただいて、見直しをかけていただきたいと思います。その点を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

9番、白川正樹君、1番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、平成31年度の当初予算、一般会計114億2,700万円、覚えやすいように語呂合わせに見ました。114億で「いいよ」ですね。「になれ」で2,700万。114億2,700万円は「いいよになれ」よで覚えてほしいと思います。

それで、一般会計と特別会計合計が169億7,180万円、「いろんなく」169億で、「ないや」で7,180万円ということで、「いいよになれ」ば「いろんなくはないや」を目指して、31年度も住民視線で頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その「いろんなく」の中に綾子踊の継承やユネスコ無形文化登録も含まれていると思います。ちなみに、余談ですけれども、30年度の一般会計は113億「いいひとみ」、2,200万円で「ふうふえんまん」で、113億2,200万円でした。

それでは、質問いたします。

綾子踊保存会と全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会との関係についての質問でございます。

先月の2月1日、東京板橋区立グリーンホールで、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の設立総会が開催されました。設立総会に至るまでには、事務局は大変な苦勞があったと思います。御苦勞に敬意を表しますとともに、綾子踊の保存会の会長といたしましても、感謝を申し上げるところでございます。

佐文地区の国指定重要無形文化財綾子踊は、まんのう町の中でも認知度はまだまだ高いほうではないと思います。佐文の綾子踊からまんのう町の綾子踊になるように、住民の皆さんに知ってもらいたいと、日ごろから私は思っております。

今回、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会が立ち上がったのを機会に、綾子踊との

関係を質問いたしたいと思います。

私は、過去2回、綾子踊に関する質問を行っております。平成29年12月議会では、ユネスコ無形文化遺産登録に関することを質問しております。綾子踊単体よりもグループでの登録を目指す町長から答弁をいただいております。

先月初めに全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会という全国的な組織が立ち上がりました。この全国的な組織をまだ詳細に把握できていません。どのような組織で目的が何か、綾子踊との関係はなどを順を追って聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の組織名から伺います。

私も当たり前のように「風流（ふりゅう）」と言っていますが、風に流れと書いて「ふりゅう」と読ませます。組織名が「ふうりゅう」ではなく「風流（ふりゅう）」になっていますね。この「風流（ふりゅう）」とは何かということから質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員の御質問にお答えいたします。

白川議員の御質問は、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の「風流（ふりゅう）」についての説明をということでございます。

「風流（ふりゅう）」という文字を、ほとんどの方は「ふうりゅう」と発音され、上品な趣や優美な趣、風情といった意味として理解していると思います。

しかし、民俗芸能のジャンルの名称としても「風流（ふりゅう）」が使われており、「ふりゅう」と発音しております。

「風流（ふりゅう）」は、中国伝来の言葉で、中国古代の歴史書「後漢書」に書かれており、前代から残る風習やたたずまい、威風、伝統といった意味で用いられています。日本に伝来してからは、みやびやかなもの、風情のあるもの、雅趣あるものといった風流（ふうりゅう）な趣といった意味に用いられるようになりました。

平安時代には、豪華けんらん、あるいは奇抜な装飾を施した祭礼行事が生まれ、次第に祭りの中で行われる芸能も美しく華麗なものになっていきました。

室町時代の後期には、衣装や手に持つものに趣向を凝らした集団による歌と踊りが「風流（ふりゅう）」あるいは「風流踊（ふりゅうおどり）」と呼ばれるようになりました。この踊りが庶民の中で非常に盛んに踊られるようになったから、「風流（ふりゅう）」あるいは「風流踊（ふりゅうおどり）」と総称されるようになりました。

「風流（ふりゅう）」の芸能は、ある時代、ある社会に生きる人々が共通に持つ美意識の上ででき上がってきたもので、庶民が趣向を競い合う中で庶民の情熱が作り上げ、庶民によって受け継がれてきたことが一つの特色であります。

「風流（ふりゅう）」の伝承は、自治会など、その土地に住む人々が全員加入して保存会がつくられており、現在のあり方が生まれた背景には、これまでの歴史に起因しております。

「風流（ふりゅう）」は、困難の多い時代を生き抜くため、庶民の情熱によって生み出された庶民の美意識の結晶であり、美しさというのも特色でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 「風流（ふりゅう）」の、今、説明をしてくださいました。「風流（ふりゅう）」というのは、いろいろな着物を着たりして、きれいなことが昔からあって、それが「風流（ふりゅう）」だということなんですけれども、今、説明がありましたけれども、それはそういうことなんだろうと思いますので、「風流（ふりゅう）」というのを、今から「ふうりゅう」でなくて「風流（ふりゅう）」というのを広めていきたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

それで、先ほども言ったんですけれども、前回の質問で綾子踊単体よりもグループで登録を目指す町長から答弁をいただいておりますということで、この全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会をつくろうと考えたのは、多分、町長だろうと思いますけれども、これは町長で間違いはないのでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会を設立しようと考えたのは誰かということですが、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会設立しようと考えたのは、綾子踊を初めとする「風流」の保存団体は、地域社会の衰退に伴い、担い手の減少や高齢化という問題が突きつけられており、保存会同志が横につながるネットワークの構築が急務でありました。

佐文綾子踊保存会は、平成12年から新潟県柏崎市の綾子舞保存振興連合会と交流を始めており、この交流を全国にある同類の民俗芸能の保存団体と交流ができればと常々思っていたこと、また、ユネスコ無形文化遺産登録を目指していたところ、平成29年2月22日、文化庁文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会において、ユネスコ無形文化遺産登録に提案したものの、未審査のままの案件5件についてはグルーピングを行った上で、優先的に準備が整ったものから順位提案を行う方針が出されました。

これは、無形文化遺産保護条約に締結している国が178カ国あり、提案件数が年々増加しており、審査が困難になってきていることから、毎年、各国1件の審査件数の制限を行うこととなりました。

また、無形文化遺産登録のない国の審査を優先することや、日本は現在21件が登録されており、他国に比較して大変多い登録になっていることから、2年に1件の審査ということになりました。

日本は国指定の重要無形文化財の全てをユネスコ無形文化遺産登録を目指していますが、案件が多く、このままでは何十年もかかることや、同類の無形文化財は他国の方には違いがわかりにくいことから、グルーピングを行うことになりました。

このことがきっかけとなり、平成21年にユネスコ無形文化遺産登録に提案したものの、

未審査となっている5件のうちの一つ、「綾子踊」の所在するまんのう町が全国の「風流」グループにお声かけを行いましたという経緯でございますので、よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 連合会をつくるという、そういういろんな理由があってつくったんだらうと思いますけれども、そしたら、「風流」に属する保存会というのは、全国にいろんなところにあると思いますけど、全国各地で個々に活動している団体を全国的な連合会という組織にどのようにして加入してもらったのか、そこをちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの、どのようにして全国の個々の団体を連合会という組織に入ってもらったのかという御質問にお答えいたします。

これにつきましては、全国の「風流」の保存団体はどこも同じ課題を抱えていることを踏まえ、保存会同志が情報共有し、知恵を出し合うことで解決策が見つかったり、交流を通じて励まし、支え合い、この貴重な文化財を未来へつなげていくことの重要性を伝えながらの呼びかけを行ってまいったところでございます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 それで、いろんな団体が連合会へ入ったということなんですけれども、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組むということなんですけれども、目指すのはユネスコ無形文化遺産登録以外にもっとほかに何かあるのではないかと思いますけど、そのところはいかがでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの、目指すものはユネスコ無形文化遺産登録以外に何かあるのかという御質問についてお答えいたします。

ユネスコ無形文化遺産登録を目指すことは、地域の誇りや愛着を持つことで保存団体の士気が向上することや、担い手の減少を食い止めること、追って地域文化の向上発展と豊かで個性ある地域づくりを行うことであり、民俗芸能「風流」の伝承において一助となるものであります。

全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の主な目的といたしましては、保存会同志が交流を通じて励まし、支え合いながら、この貴重な民俗文化財を未来へつなげていくことでありますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ユネスコ登録以外の話はしてくれましたか。ユネスコ登録を目指すのはそうなんですけれども、それ以外に何かあるということで、その答えはいただきましたか。

○田岡秀俊議長 答弁、生涯学習課長、松下信重君。

○松下生涯学習課長 白川議員さんの御質問にお答えします。

先ほど町長のほうから回答もあったと思いますけど、ユネスコ登録が全てではなくて、この貴重な文化財を未来へつなげていくということで、この保存会同士が交流を通じて励まし合い、支え合いながら問題の解決に当たるということが目的でありまして、ユネスコ登録後も、この文化財を未来へ継承していくということが本来の目的であります。ユネスコ無形文化遺産登録はその中の一つの手段ということでもあります。御理解をよろしく願います。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 ユネスコ登録も目的のうちの一つだということなんですけれども、先ほどの質問の中で、設立総会が先月の2月1日にできたんですけれども、その前に多分準備会があると思いますけれども、準備会から設立総会に至るまでに多分大変な苦労があったと思いますが、発表できる範囲で、時系列での系列をお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員の再々質問にお答えいたします。

全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の設立までの経緯につきましては、先ほどもお話ししましたが、平成29年2月22日に文化庁文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会でユネスコ無形文化遺産登録に提案したものの、未審査のままの案件5件については、グルーピングを行った上で、優先的に準備が整ったものから順位提案を行う方針が出されました。

その5件の中に綾子踊があり、綾子踊は平成21年にユネスコ無形文化遺産登録に提案したものの未審査になっていることから、綾子踊の所在するまんのう町が中心となり、全国組織の結成に向けて取り組みを始めました。

まず、平成29年10月26日に風流グループの全国組織設立及びユネスコ無形文化遺産登録に向けた意向調査を行いました。その結果、保存団体と所在市町村の全ての団体から風流グループの全国組織設立及びユネスコ無形文化遺産登録を目指すことの同意を得ることができました。

同意を得たことから、平成30年1月23日に東京都内の東海大学校友会館にて、都府県と市町村の担当者にお集まりいただき、重要無形民俗文化財「風流」についてユネスコ無形文化遺産登録について文化庁の担当者から説明をいただき、その後、都府県と市町村を会員とする全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会設立準備会を立ち上げることとなり、会長をまんのう町が務めることとなりました。

その後、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の規約について検討を重ね、平成30年6月8日に全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の設立及び加入の同意依頼を行いました。

平成31年1月末時点での加入同意していただいたのは42団体中33団体となり、平成31年2月1日に全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会の設立総会の運びとなりました。

た。

設立総会は、東京都板橋区立グリーンホールにて、正会員である保存団体30団体（委任状11団体を含む）と特別会員の都府県13団体、市町村28団体で、文化庁及び来賓等を含め計101名の方が出席され、本連合会の設立、規約、役員選出、2019年度活動方針、事業計画、会計予算などを承認していただきました。

また、文化庁から「風流」についてとユネスコ無形文化遺産登録についての説明をいただき、最後に記念講演として、民俗学者の神崎宣武様に「中世の遊行者と芸能一念仏踊や田楽のはじまりから風流の歴史を学ぶ」と題して御講演いただきました。

設立総会終了後には懇親会を開催し、保存会同志が交流を深め、意義深い会合となりました。

また、設立総会前には、民俗芸能を地域社会の芸能から日本全土の民俗芸能へ、さらには世界の民俗芸能へと、地域社会を飛び出していくポテンシャルを持った存在として捉えるようになってきていることや、地域文化の向上発展を図り、豊かで個性ある地域づくりを行うことの重要性を認識されております国会議員35名が「風流議員の会」と称し、衆議院第二議員会館に集結し、本連合会の活動を支援していくことと、今後も協議をしていくことを確認していただき、本連合会会員の機運がさらに高まりました。

以上、経過説明とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 今、町長の答弁の中に、風流に属する団体が42団体あると。そのうち33団体が、今、加入しているということなんですけれども、残り9団体はどうするかということなんです。ユネスコ文化遺産登録するには、やっぱり全団体があったほうが強いんじゃないかと思うんですけれども、残り9団体のことはどのように考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員の再々質問にお答えさせていただきます。

民俗芸能風流に分類される保存団体は全国に42団体ありますが、全国民俗芸能「風流」保存・振興連合会に未加入である9団体をどうするのかについての質問につきましては、未加入である9団体は、それぞれ地域の事情があり、現段階では未加入であっても、地域がまとまった時点で加入していただければと思っておりますので、本連合会の活動が加入したくなるような意義のある活動をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 白川正樹君。

○白川正樹議員 残り9団体も連合会に入ってもらえるように、いろんな運動をしてもらいたいと思います。

それで、ちょっとこれが一番重要な質問ですけれども、近い将来、綾子踊が、継承も大事なんですけれども、ユネスコ無形文化遺産登録になれば、町としてどのような考えがあ

るかをお聞かせください。

○**田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 白川議員さんの再々質問にお答えいたします。

綾子踊がユネスコ無形文化遺産登録になれば、町としての考えはどの質問につきましては、綾子踊の特色や価値などを町内外の方に広く周知をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**田岡秀俊議長** 白川正樹君。

○**白川正樹議員** 何かそれだけかなと思ったりして、これを一番聞きたかったんですけども、もしも登録になれば、いろんなことが要ると思うんで、そのときにはまた協力をお願いしたいと思います。

それで、綾子踊の継承、先ほど話もあつたんですけど、少子化ということで、最後は、綾子踊は少子化によって小学校低学年6名の男子を確保して踊らないかんのですけれども、そういう問題とか、他の団体との交流にしても、今は新潟の綾子舞とだけは交流しておるんですけども、そのほかの交流をどうするかとか、また、いろんな交流が評価されて、国際連合教育科学文化機関に無形文化遺産として登録されれば、綾子踊もモチベーションが上がり、継承に元気づけられる、これは綾子踊だけじゃなくてほかの風流の保存団体もそうだと思いますけれども、ということで、町の支援と指導をお願いしたいと思いますけれども、その点、町長いかがですか。支援をお願いできますか。

○**田岡秀俊議長** 町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** 白川議員さんの質問にお答えいたします。

もし近い将来、綾子踊がユネスコ無形文化遺産登録された暁には、町を挙げて応援していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**田岡秀俊議長** 白川正樹君。

○**白川正樹議員** 登録されるのも大事ですけども、継承も大事で、その継承の中に登録という言葉があると、さっきも言われましたけれども、登録になれば、さっきも言ったように、綾子踊もモチベーションが上がって、今からまた継承していくのに元気づくと思いますけれども、少子化で男子低学年の6名いうのを佐文だけで確保するのは、ここ二、三年は大丈夫だろうと思いますけど、その後のことは考えておりません。そういうときになったら、また町のほうへ相談したいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○**田岡秀俊議長** 以上で、9番、白川正樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可いたします。

○**大西豊議員** ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

一級河川土器川については、これまで河床整備とか台風等の増水による水害、流木の被

害、また、イノシシ等による農作物の被害について、これまで問題提起してきたところではありますが、再度、一般質問を行います。

まんのう町内を流れる土器川における水害は、延長の短い急流の河川のため、一度洪水が起これば激流となり、暴れ川として知られ、増水のたびに地域に被害をもたらしてきました。

大正元年の9月の洪水では、各所で堤防が決壊し、川沿いの家屋や耕地の流出、浸水、さらに死傷者を伴う甚大な被害が発生いたしました。

戦後は河川整備の進捗とともに堤防の決壊に伴う甚大な被害は発生していませんが、増水のたびに河川の侵食や護岸の崩壊など、被災が各所で繰り返し発生しています。

また、近年では、昭和50年の台風6号による乙井橋の流出、昭和62年の台風19号による荒川導水管の被害、平成2年台風19号では、野津郷床止溝床被害、平成16年10月の台風23号による洪水では、戦後最大規模の流量を記録し、大きな水害が発生し、満濃大橋橋脚周辺の洗堀による橋げたの沈下等の災害が発生し、今年度も満濃大橋橋脚周辺の地固め工事が行われております。

また、丸亀市においても、中方橋の橋脚の沈下による通行規制が複数年工事のため、住民に不便をかけている。

一方、香川県では、昭和25年8月中小河川改修事業に着手、旧建設省では、昭和43年4月に一級水系河口から18.8キロメートルを指定し、直轄管理区間を指定、44年3月、工事实施基本計画を策定、管理を行っているが、河床が毎年下がっている原因を究明することが重要ではないかと思えます。

その中で、国土交通省のホームページを見ても、住民の意見を聞くとか、市町村長の意見を聞くとかいう項目もうたわれておりますので、このことについてお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、一級河川土器川はまんのう町勝浦の讃岐山脈を水源とし、明神川を合流後に北西に流れ、丸亀市において瀬戸内海に注ぎ、その流路延長は33キロでございます。上流から常包橋付近まで香川県が管理しており、県管理区間の終点から河口までを国が直接管理しております。

さて、大西豊議員の河床整備についてでございますが、昨年9月にも常包議員より土器川の整備についての質問がございました。

まず、国の管理部分についてでございますが、国土交通省香川河川国道事務所に聞き取りした結果につきまして御報告申し上げます。

土器川の河川整備につきましては、平成24年9月に計画策定された土器川河川整備計画に基づき適切に実施しているところである。土器川直轄区間における新たな床どめ整備につきましては、当面、計画がないと聞いております。

なお、国は平成30年度第2次補正予算等により、堆積した土砂の固定化により樹林化、

また一方で、みお筋部の河床洗掘による河道の二極化が進んでいる。その対策として必要な箇所において、おおむね3カ年で樹木伐採を実施する予定と聞いております。

なお、平成28年度から一般公募による河川敷地内の樹木伐採を実施しており、平成29年度からは地域住民の皆様に御参加をいただくボランティア伐採も開催いたしております。

また、護岸等変状がある箇所につきましては点検・評価を行い、補修の必要な箇所につきましては、その都度、適宜実施していくとのごとでございます。

次に、香川県管理区間についてでございますが、香川県中讃土木事務所に聞き取りした結果について御報告申し上げます。

平成24年度よりどきどき広場付近の河床整理を、平成29年度より御用橋付近の伐採を計画的に実施いたしております。引き続き、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木、堆積土砂等に起因した氾濫の防止を図るため、引き続き実施する。現在、整備箇所選定の準備中であるとのことでございます。

なお、県管理区間につきましては、土砂が堆積傾向にあるため、床どめ整備は当面計画がないと聞いております。

次に、満濃大橋付近の河床については、平成16年の災害により、一部の橋脚部で河床洗掘が生じたことから、その復旧工事で橋脚の洗掘を防止するために護床ブロックを設置していたところであります。しかし、その後においても、台風等の異常出水による橋脚下流部の河床洗掘により護床ブロックが移動し、再び橋脚部の河床洗掘が生じたことから、平成29年度及び30年度に2橋脚の基礎部の根継工事を応急対策で実施したところであります。

今後の追加対策につきましては、現在、河川管理者であります国土交通省と設計協議を進めているところであるとのことでございます。

町といたしましては、人家などへの安全性の確保、災害への防災対策、環境への配慮も必要であることから、事業計画に基づき土器川の整備が行われるよう、3市4町で構成する土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会、丸亀市とまんのう町で構成する土器川期成同盟会など、機会あるごとに国土交通省四国地方整備局及び香川県に対し継続して要望を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、大西豊君。

○大西豊議員 ありがとうございます。今現在も、基本的には川は国土交通省が河口から18.85管理し、道路の部分については、財田まんのう線は県が管理し、実際工事をしているのは県のようなようです。特にまんのう町内の一級河川土器川は、国道とか県道、重要な橋がかかっております。一度、橋が災害が起きると、例えば丸亀市の中方橋についても、複数年かかって、まだ工事が完了しておりません。この原因は、私も特に満濃大橋は毎日のように通るんですけど、とにかく、毎年、河床が下がっております。きょう、建設

課長のほうへ、私、朝早く行って写してきた写真をお渡ししましたが、極端に言えば、大歩危・小歩危のようにV字谷ような感じで、アカハネを通り越して下まで洗堀されております。一番はその上流を見ていただいたらわかると思うんですけども、野津郷の河床どめは、今現在、有効でありますので、ちょうど昭和42年に基盤整備をした約20ヘクタールの農地にも河床どめのおかげで、今、水が利用できております。その満濃大橋から下流の吉野地区の土器川からの取水口については何メートルも上にありますので、既に建設省との水利の関係は放棄しているようでありますので、やはり河床どめをすることによって河床が下がらない。また、農業用水も確保できるということでありますので、国土交通省のホームページを見てみますと、委員の1人が、満濃大橋近くのところが水たまりがあるんで、子供たちに開放してはどうかという案件で、あそこは危険なところであるので利用できないということも書かれております。国土交通省におきましても、そういう危険ということを認識しておりますので、河床が下がることによって橋げたが下がる。そのことによって、丸亀市にかかっている県道のように、何年もかかって橋脚を直す、あれも県費で直しているようですので、先ほど申しましたけど、地域住民や市町村長が提言できるということが項目にうたわれておりますので、毎年、多分協議されていると思いますので、再度、町も確認をしていただいて、提言をしていただきたいと思いますと思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

町のほうとしてもかなり危険な箇所もございますので、粘り強く国土交通省、また、香川県河川国道事務所のほうへ知らせてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 大西豊君。

○大西豊議員 多分、財田まんのう線上にかかっている満濃大橋の橋の下は、恐らく国、県の管理下にあるので、見たことはないと思いますが、課長のほうへ写真をお送りしておりますので、私も、きょう朝、毎年、上は通っているんですけど、下は毎日通るわけではございませんけど、本当に河床のほうは何メートルも下がっております。ちょっと見えにくいと思いますが、橋の上から写真を写したんですけど、とにかく堤防まで影響しないかというぐらい河床が下がっておりますので、ぜひこれを契機に見ていただいて、また、国土交通省なり県へ提言をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月14日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午後2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月1日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員